

# 地域福祉にかかる法・制度の動向



- (1) 地域共生社会の実現 •••••
  - ① 国の動向について

## (ア) 地域包括ケアシステムの構築

# 更新予定

(第8期高齢者保健福祉計画(R3年度~))

団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

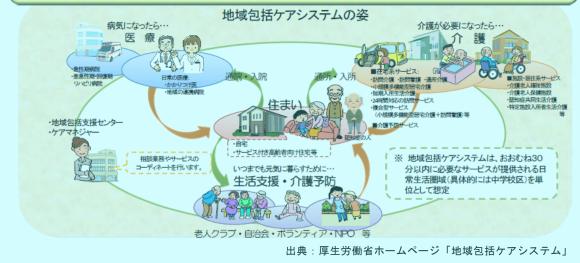
また、平成27年4月の介護保険法の改正においては、単身世帯等が増加し、軽度の生活支援を必要とする高齢者が増える中、多様な主体が提供するさまざまな生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりが必要であることが示されました。その実現に向けて、地域資源のネットワーク化や開発などを担う、生活支援コーディネーターの配置や、生活支援の担い手として、元気な高齢者の社会参加を促すことなどが示されています。

## 【参考】

# 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



## (イ) 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第2のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。

平成30年10月には、改正法が施行され、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度の2つの基本理念である、「生活困窮者の尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が法に規定されました。

また、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因となる、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情なども含めることが明確化され、包括的に支援を行っていくこととされています。

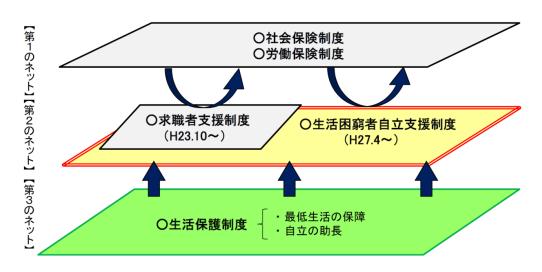
これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自ら SOS を出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援につながるよう、自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議(支援会議)を設置することができることとなりました。

生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざしています。

#### 【参考】

# 生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者 支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



出典:厚生労働省「平成29年7月新たな住宅セーフティネット制度説明会資料」

#### 【参考】

## 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている

#### 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を 創設するもの。

#### 2. 制度のめざす目標

#### (1)生活困窮者の自立と尊厳の確係

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立 を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

#### (2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

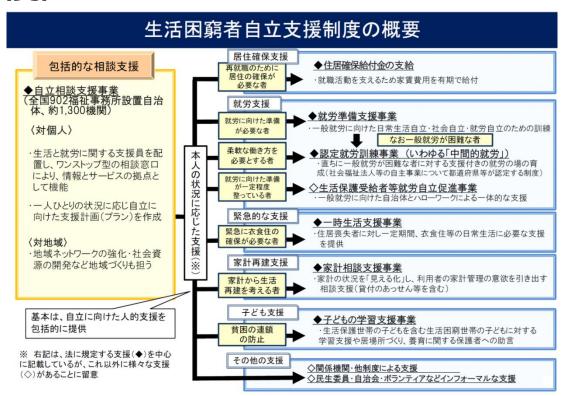
- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。) ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な
- 関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

#### 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、 心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する
- (3)早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、 課題がより深刻になる前に問題解決を図る
- (4)継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

出典:厚生労働省「平成27年7月生活困窮者自立支援制度について」

#### 【参考】



出典:厚生労働省「平成29年7月 新たな住宅セーフティネット制度説明会 資料」

## (ウ) 新しい地域包括支援体制の構築

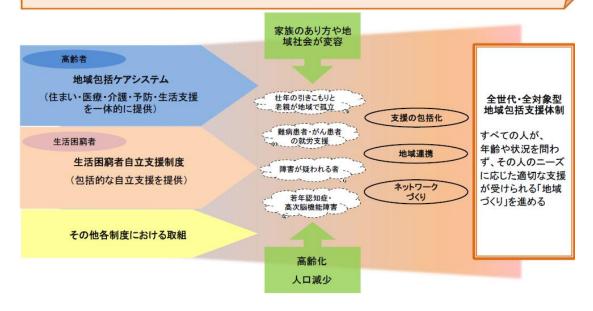
厚生労働省は、平成27年9月に、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築をめざす内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域生活を包括的に支援することをめざす「地域包括ケアシステム」の構築や、本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な相談・支援を提供することをめざす「生活困窮者自立支援制度」の取り組みを進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに拡げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されました。

#### 【参考】

## 新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設な ど、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに拡げ、多様なニーズを 掬い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



出典:厚生労働省「平成27年9月17日新たな福祉サービスの システム等のあり方検討プロジェクトチーム・幹事会資料」

## (エ)「地域共生社会」の実現に向けて

平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」では、「子供・高 齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことが できる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるので はなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる 地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いなが ら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。

これを受けて、厚生労働省は、平成29年2月に、「『地域共生社会』の実現に向け て(当面の改革工程)」を公表し、「公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換」、 「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換」という改革の2つの方 向性を示すとともに、2020年代初頭の全面展開に向けて、「地域課題の解決力の強 化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門 人材の機能強化・最大活用」の4つを骨格とする改革を実行することとしています。

### 【参考】

#### 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程) 【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

#### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援

〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す ○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な 包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画。
- 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援 地域丸ごとのつながりの強化
- ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の - 部免除の検討

#### 専門人材の機能強化・最大活用

#### 実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正 平成30(2018)年: 市町村による包括的支援体制の制度化

- 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価 など 生活困窮者自立支援制度の強化
- 平成31(2019)年以降: 更なる制度見直し

2020年代初頭: 全面展開

#### ◆ 共生型サービスの創設 など 【検討課題】

①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む) ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方 ③共通基礎課程の創設

出典:厚生労働省 報道発表

(「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を取りまとめました)